

# 学校いじめ防止基本方針

静岡県立磐田農業高等学校

令和7年4月

# 目 次

<b>第1章 基本的な事項</b> . . . . .	<b>1</b>
第1項 いじめの定義	
第2項 いじめの理解	
第3項 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
<b>第2章 組織の設置</b> . . . . .	<b>4</b>
第1項 組織の名称	
第2項 構成員	
第3項 役割	
<b>第3章 いじめの防止</b> . . . . .	<b>5</b>
第1項 未然防止のための対策	
第2項 対策の検証・評価	
第3項 年間計画	
<b>第4章 いじめの早期発見</b> . . . . .	<b>8</b>
第1項 早期発見のための措置	
第2項 年間計画（スクールカウンセラー来校予定日）	
<b>第5章 いじめに対する措置</b> . . . . .	<b>10</b>
第1項 早期の事実確認	
第2項 組織的な対応	
第3項 被害生徒への支援とその保護者への対応	
第4項 加害生徒への指導とその保護者への対応	
第5項 いじめが起きた集団への指導・支援	
第6項 ネット上のいじめへの対応	
第7項 いじめの「解消」の定義	
第8項 配慮を要する子どもへの支援	
<b>第6章 重大事態への対処</b> . . . . .	<b>13</b>
第1項 重大事態の認知	
第2項 教育委員会への報告	
第3項 調査組織による調査	
第4項 被害生徒・保護者への情報提供	
第5項 報道対応	
第6項 その他 [いじめが抵触する可能性のある刑罰法規の例]	

## 第1章 基本的な事項

### 第1項 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 平成25年6月28日公布、9月28日施行）」において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

### 第2項 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるものである。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬふりをして関わらない子どもがいることにも気を付ける必要がある。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。
- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団から無視をされる
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

### 第3項 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対にゆるされない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめも未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、暖かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていく。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりでいじめの未然防止に取り組む。

#### (1) いじめの未然防止 ～健やかでたくましい心を育む～

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。

いじめの未然防止の基本は、全ての生徒が、心の通い合うコミュニケーション能力を養い、対人関係を構築できる社会性のある大人へと成長するため、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、授業や学校行事、部活動などに主体的に取り組むことができるよう、継続的な指導が必要である。

そのためにも、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。

生徒は、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係を作り上げていく。

この過程において、生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、ルールを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない安全で安心して学ぶことができる学校づくりにつながる。

また、保護者とも連携し、家庭においても子どもとの関わりや対話を大切にし、子

子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切である。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導方法にも細心の注意を払う必要がある。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、できるだけ早期の発見し、適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

### ○早期発見 ～いじめはどの子どもにも起こりうる～

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも出ている。深刻な事態に陥らないためにも、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、教職員のアンテナを高く保つことが求められる。

また、ホームルーム面談や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、保護者とも連携を密にし、家庭での生徒の様子の変化等を聞き取ることができる関係を築くことも大切である。

### ○早期対応 ～いじめられている子どもの立場に立って組織的に～

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する必要がある。

次に、状況等を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、被害生徒及び保護者を支援する。

一方、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を主として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、その保護者に対しても、適切な指導・助言をしていくことが大切である。

## (3) 関係機関等との連携 ～専門家とつながる～

いじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、県教育委員会との連携は必須であり、状況によっては、警察やスクールサポーター、スクールカウンセラーや医療機関、法務局など関係機関との適切な連携も必要である。

そのため、日頃から学校と関係機関との情報交換や連絡会議等を行い、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

## 第2章 組織の設置

### 第1項 組織の名称

いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」と記す。）

### 第2項 構成員

○教頭 生徒課長 各学年主任 教育相談室長 養護教諭 スクールカウンセラー  
※状況に応じ、関係教職員（HR担任、部活動顧問等）を加える。

下部組織（生徒指導委員会）において、懲戒等に関する指導原案を作成する。

### 第3項 役割

学校におけるいじめの未然防止・早期発見・対処等、組織的な対応の中核となる。いじめに関する些細な兆候や懸念、生徒等からの訴えを、特定の教職員が抱え込まずに、すべて委員会に報告・相談し、当該組織を中核として対応する。

具体的な役割としては、以下のとおりである。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合やいじめ事案の発生時には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制や対応方針の決定、保護者との連携など、いじめの対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 第3章 いじめの防止

### 第1項 未然防止のための対策

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、日頃から教職員全員の共通理解を図っていく。

また、生徒に対しても、全校集会や学年集会、ホームルーム活動などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成といじめが起こりにくい環境づくり

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくとともに、生徒が規律正しい態度で、主体的に授業の臨み、活躍できるような授業づくりを心掛ける。

また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、特別活動（学校行事・生徒会活動・ホームルーム活動）や部活動等において、一人一人が主体的に参加し活躍できる集団づくりを進めていく。

その中で、自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

さらに、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

全校集会や学年集会を主として、日頃の教育活動の中で、決まりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てていくことで、生徒が安全で安心して学べる生活環境を築いていく。

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、教育活動全体を通じ、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう努める。

このことにより、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じるすることができる機会を全ての生徒に提供できるように工夫し、他者から好意的に思われている、認められ評価されていると感じることができる自己の有用性（自己有用感）を高めていく。

さらに、教職員が生徒一人一人の良さや可能性を認め、褒める姿勢を保ち、生徒との信頼関係を築くことに努め、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）も高めていく。

なお、社会性や自尊感情・自己有用感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、保育実習や販売実習、交流事業などの活動を通して、自己の成長や発達を感じ、自らを高めることが期待できる。

### (3) ネット上でのいじめ防止

パスワード付サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、授業やホームルーム活動を通じて、また、全校集会や学年集会等において、情報モラル教育を推進するとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。

### (4) 指導上の注意

教職員の不適切な言動が、生徒の心を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う必要がある。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、囁し立てたりしている生徒を容認するものに他ならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化することにつながることを認識する。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に指導する必要がある。

### (5) 生徒自らがいじめについて学び、いじめ防止に取り組む体制づくり

ホームルーム活動などを通して、「いじめられる側にも問題がある」、「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることや、些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

生徒自らが、いじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組（ホームルーム活動での話し合い、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。

## 第2項 対策の検証・評価

委員会は、各学期末に、いじめの未然防止対策について、取組状況等のチェックを行い、実情に即して適切に機能しているかどうかを点検する。その結果を踏まえ、必要に応じて計画等の見直しを図る。

※PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実践）、Check（検証・評価）、Action（見直し）

## 第3項 年間計画

時期	対象者	行事	内容等
4月	全校生徒	始業式・入学式	校長式辞、クラス内連絡
	1年生	オリエンテーション	生徒課連絡
	全校生徒	新入生歓迎会	生徒会長の挨拶等
	全校生徒	全校集会・学年集会	
	全校生徒	面接週間（学校生活について）	担任より状況が確認
	教職員	職員会議（学校いじめ防止基本方針）	職員間に周知徹底
5月	全校生徒	生徒総会	生徒会長の挨拶等
	全校生徒	平和を願う日	生命の尊さを再認識
	保護者	PTA総会	いじめ防止対策と保護者との連携・協力を求める
6月	保護者	PTA支部会	保護者との連携・協力を求める
7月	生徒・保護者	三者面談	学校生活について
	全校生徒	保健講話・交通講話	生命の尊さを再認識
	全校生徒	ケータイ安全教室	ネットいじめについて注意喚起
9月	全校生徒	始業式	校長式辞、クラス内連絡
	全校生徒	全校集会・学年集会	
10月	全校生徒	体育大会への主体的な参加	自尊感情と自己有用感の育成
11月	全校生徒	澄水祭への主体的な参加	自尊感情と自己有用感の育成
12月	2年生	修学旅行	生徒相互の親睦・交流、規範意識の育成
	1・3年生	事業所見学・遠足	生徒相互の親睦・交流、規範意識の育成
	全校生徒	球技大会への主体的な参加	自尊感情と自己有用感の育成
	全校生徒	終業式・学年集会	
1月	全校生徒	始業式	校長式辞、クラス内連絡
3月	全校生徒	全校集会・学年集会	
	全校生徒	終業式・卒業式	校長式辞等

## 第4章 いじめの早期発見

### 第1項 早期発見のための措置

#### (1) 子どもの実態把握

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つようにする。授業や清掃時、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配り、黒板への落書きや当番日誌に書かれた内容等にも注意を払う。

また、日常の欠席連絡にも留意し、できる限り保護者と連絡を取り合い、家庭での生徒の様子にも気を配り、保護者と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく雰囲気醸成を図る。

定期的にアンケートを実施し、実態を把握するとともに、面談の際にはチェックシート等を活用して、生徒の学校生活への思いを把握するよう努める。

たとえ、些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。そして、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、その情報を共有する。

#### (2) 相談体制の整備

教育相談室だよりを必要に応じ発行し、生徒や保護者に対し、電話相談も含めた相談窓口があることを周知する。

また、担当者が相談室に定時常駐するなど、生徒にとって利用しやすい教育相談室となるよう工夫するとともに、生徒や保護者が抵抗感なく、いじめに関して相談できる体制を整備していく。

さらに、教育相談担当者と養護教諭とが保健室利用生徒に関する情報等を共有し、連携を図っていく。

教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかどうかなど、定期的に体制を点検する。

なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、生徒や家庭のプライバシー保護の立場に立ち、適切に扱い、いじめの相談を受けた場合には、保護者等と連携して、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した生徒の立場を守ることを最優先して対処していく。

## 第2項 年間計画

時期	対象者	行事	内容等
4月	全校生徒	面接週間	学校生活について
	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	該当生徒	いじめ防止対策委員会①	新入生、不登校生徒に関する情報共有
5月	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	保護者	P T A 総会	いじめ防止対策と保護者との連携・協力を求める
	1年生	心理検査、生徒情報交換会	学校生活の実態把握
6月	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	保護者	P T A 支部会	保護者との連携・協力を求める。
	全校生徒	アンケート調査①	いじめの実態把握
7月	該当生徒	いじめ防止対策委員会②	アンケート調査を受けて
	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	生徒・保護者	三者面談	学校生活について
9月	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	全校生徒	生徒情報交換会②	
10月	該当生徒	いじめ防止対策委員会③	不登校生徒に関する情報共有
	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
11月	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	全校生徒	アンケート調査②	いじめの実態把握
12月	該当生徒	いじめ防止対策委員会④	アンケート調査を受けて
	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	生徒・保護者	三者面談	学校生活について
1月	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
2月	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日
	1・2年生	アンケート調査③	いじめの実態把握
3月	該当生徒	いじめ防止対策委員会⑤	アンケート調査を受けて
	相談生徒	スクールカウンセリング	SC 来校日

## 令和7年度スクールカウンセラー来校予定日

1 学期	4/28 (月)	5/13 (火)	5/30 (金)	6/10 (火)
	6/24 (火)	7/8 (火)		
2 学期	9/9 (火)	9/30 (火)	10/14 (火)	10/28 (火)
	11/25 (火)	12/9 (火)		
3 学期	1/13 (火)	1/27 (火)	2/10 (火)	3/24 (木)

## 第5章 いじめに対する措置

### 第1項 早期の事実確認

生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。

些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階からの確に関わりを持つように努め、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、校長が県教育委員会に報告する。

### 第2項 組織的な対応

いじめを発見したり、相談や通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

その後は、委員会は中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。

いじめが確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて関係機関の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導・助言を継続的に行う。

また、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置を講ずる。

いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認める場合は、警察に相談し、連携しながら対応する。

また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに警察に通報するなど、適切な援助を求める。

### 第3項 被害生徒への支援とその保護者への対応

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際には、いじめられている生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

併せて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地位の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を構築する。いじめられた生徒が安全で安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いて、教育を受けられる生活環境の確保を図る。状況に応じて心理や福祉等の専門家、教育経験者、警察官経験者など、外部専門家の協力を得る。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行っていく。

#### 第4項 加害生徒への指導とその保護者への対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめを止めさせ、懲戒も含め、再発を防止する措置を講ずる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して適切に対応できるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

なお、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。

いじめた生徒への指導に当たってが、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、懲戒を含め、特別な指導計画による指導のほか、さらには、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ただし、いじめに様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

また、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教育経験者、警察官経験者など、外部専門家の協力を得ながら指導する。

#### 第5項 いじめが起きた集団への指導・支援

いじめが起きた学級や学年、部活動等に対して、委員会が中核となり、今後の対応について、検討していく。

学年集会やホームルーム活動などにおいて、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるよう指導する。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、教職員に知らせる勇気を持つよう伝え、囁し立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう努める。

## 第6項 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講ずる。

名誉棄損やプライバシー侵害などがあった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできることになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講ずる。

こうした措置を講ずるに当たり、必要に応じて地方法務局の協力を求める。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、生徒が悩みを抱え込まないよう地方法務局におけるネット上の人権侵害情報の相談の受付（静岡地方法務局袋井支局 袋井市袋井366 電話 0538-42-3545）関係機関の取組についても周知する。

## 第7項 いじめの「解消」の定義

いじめが解消している状態とは

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヵ月を目安として止んでおり
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

上記の2点が満たされていることが必要です。

また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

## 第8項 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に支援が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により被災している子どもなどが考えられます。

## 第6章 重大事態への対処

### 第1項 重大事態の認知

「重大事態」とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
  - ・生徒が自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合（警察に被害届を提出するか否かを目安とする）
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  
- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
  - ・年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査する。
  
- (3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
  - ・その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

### 第2項 教育委員会への報告

校長は、重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告する。

調査結果を県教育委員会に報告する際は、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

県教育委員会は、必要と認めるときは第三者機関で再調査を行い、その結果を踏まえて必要な指導及び支援を行う。

### 第3項 調査組織による調査

重大事態が発生した場合には、同種の事態の発生防止に資するため、当委員会が中核となって調査組織を設け、速やか調査に適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因をなったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることで、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査に当たっては、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導やいじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア、落ち着いた学校生活への復帰支援等を図る。

いじめられた生徒への聴取が不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に考慮しつつ、当委員会では今後の調査について協議し、迅速に当該保護者に対して、調査に着手する。

#### 第4項 被害生徒・保護者への情報提供

調査を行った場合は、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を適時・適切な方法で経過報告を含め提供する。

また、関係者の個人情報には十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。

なお、生徒や保護者にアンケートを実施する場合は、いじめられた生徒や保護者にその結果を提供する可能性があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する必要がある。

#### 第5項 報道対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護の配慮の上、正確で一貫した情報提供を図る。初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。最初に「いじめはありません。」と答えた場合、後で大変な不信感を与えてしまうことも十分考えられる。不確かな場合には、「現在、調査中です。」と答えるようにする。

#### 第6項 その他 [いじめが抵触する可能性のある刑罰法規の例]

##### ・強制わいせつ（刑法第176条）

<条文> 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

##### ・傷害（刑法第204条）

<条文> 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

##### ・暴行（刑法第208条）

<条文> 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

##### ・強要（刑法第223条）

- <条文>
1. 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。
  2. 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、

人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

・ 窃盗（刑法第 235 条）

<条文> 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

・ 恐喝（刑法第 249 条）

<条文> 1. 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

2. 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

・ 器物損壊等（刑法第 261 条）

<条文> 他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。